



四国電力送配電からのお知らせ

## 停電情報をLINEでお知らせします

登録用QRコード



四国電力送配電では、停電情報をタイムリーにお届けするため、「LINE」を活用した停電情報のプッシュ型配信サービスを提供しています。本サービスは、お客さまが事前に指定されたエリア※で停電が発生した場合、「停電発生」と「停電復旧」のタイミングで当該情報を自動受信することができ、無料でご利用いただけます。

※エリアの範囲は、「四国全域」、「県」、「市町村」、「地域（字など）」までの指定が可能です。

詳しくは、四国電力送配電のホームページをご覧ください。

四国電力送配電  検索



## AIを活用した「停電情報自動音声応答サービス」ダイヤル 高知県 | ☎ 0120-459-271 (24時間受付)



停電状況に関するお客さまからの電話のお問い合わせにお答えする、AIを活用した「停電情報自動音声応答サービス」ダイヤルです。本サービスは、お客さまが発話された住所※をAIが音声認識し、その地域の停電状況や復旧見通しを自動音声でお答えするもので、これにより、ボタン操作に不慣れな方でも、簡単に停電状況を確認いただくことが可能です。

※住所は、「県名、市町村名、町字名」を話していただくよう、AIが音声で案内いたします。

[お問い合わせ先]

四国電力送配電(株) 中村支社 ☎ 0120-410-388 (フリーダイヤル) ☎ 0880-63-2178



## 密漁は犯罪です

## 懲役や罰金

などの罰則が  
適用されます

磯の水産動植物の採捕については、繁殖保護を図るため禁止期間が定められています。これに違反して採捕した人は、高知県漁業調整規則違反になります。また、違反して採捕した漁獲物や、その製品を所持・販売した場合にも、同規則により懲役や罰金などの罰則が適用されますのでご注意ください。

名称	禁止期間
いせえび	5月1日～9月15日
あわび とこぶし あなご さざえ	9月1日～翌年3月31日
てんぐさ類	9月1日～翌年2月末日
ふのり	10月1日～翌年2月末日
あらめ	10月1日～翌年6月30日

採捕期間内であっても、漁業協同組合員以外の方は、無断で採捕できません。



[お問い合わせ先] 農林水産課 ☎ 22-3113



四万十町で、農業を始めてみませんか？

## 新規就農相談会

9月22日(水) 13:30～ 予約制

J A 高知県四万十支所 2階 中ホール  
(四万十町榑山町586番地2)

高南地域営農協議会では、新たに就農をお考えの方を対象に相談会を開催します。研修事業や支援制度、農業経営に関する経営開始前・経営開始後に必要な取り組みなどについて、個別に相談しませんか？

申込期限 9月16日(木)まで

オンラインでの相談も対応可能です。  
お申し込みの際にお申しつけください。

就農に向けた支援事業等

- 研修等 ▶▶▶ ○ 担い手支援事業【専業農家育成研修区分・後継者育成発展支援区分】
- ハウス導入 ▶▶▶ ○ 園芸用ハウス整備事業
- 給付金等 ▶▶▶ ○ 農業次世代人材投資事業・壮年就農給付金事業 ○ 農業後継者支援給付金事業
- その他 ▶▶▶ ○ 農地情報等 ○ 農業制度資金 ○ 農業共済保険 など



上記の日程以外でも農林水産課において随時相談を受け付けています。  
就農をお考えの方はぜひお気軽にご相談ください。

[申込・お問い合わせ先]  
農林水産課 ☎ 22-3113



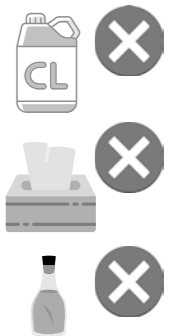
## 10月1日は 浄化槽の日

## 浄化槽の正しい使い方と維持管理

昭和60年10月1日に浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が全面施行されました。これを記念して、昭和62年より厚生省、環境省、建設省(当時)が主唱し、毎年10月1日を「浄化槽の日」と制定されました。この日をきっかけとし、家庭の浄化槽について考えてみましょう。

### 浄化槽の正しい使い方

- 塩素系の洗剤(漂白剤など)は、多量に流さない  
→ 多量に流すと浄化槽内の微生物が減り、臭いや水質の悪化の原因となります。
- 水に溶けないものは流さない  
→ おむつやたばこ、ティッシュペーパーなどを流すと、配管が詰まったり、清掃の回数が多くなったりします。
- 動植物系の油や食べ残しを流さない  
→ 油や食べ残しは浄化槽に大きな負荷がかかりますので、燃えるごみへ出してください。



適正な維持管理 浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をきちんと行いましょう。

- 保守点検 → 定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。
- 清掃 → 年1回以上の実施が義務付けられています。町の許可を受けた業者に依頼しましょう。
- 法定検査 → 浄化槽の機能が十分発揮されているかを確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

指定検査機関 >>> 高知県環境検査センター ☎ 088-860-2400

浄化槽は正しい使い方と適正な維持管理がなされないと本来の浄化機能を十分に発揮することができません。上記のことに気をつけて、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

[お問い合わせ先] 環境水道課 ☎ 22-3119